

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幢ヶ谷九〇四 電話(03)33377-4649

FAX(03)32999-5367

振替 〇〇二〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円

6カ月前納制

〈むくじ〉

■巻頭言

独占資本の集中と合併

滝野 忠……………2

成果配分論では統一要求、統一闘争は不能

編集部……………3

〇七春闘からみえてくるもの(上)

第三セクターは統ぞく廃止へ

……………5

分割民営化二十年と地方交通線

設備は立派になった、しかし駅員がない

……………5

水郡線、乗車体験奮闘記

駅員さんを増やせ

……………7

東京でも無人駅ぞくぞく

鹿島鉄道(茨城県)の廃線

……………8

資本の論理と「公共性」

◇資料と解説◇

異常な北朝鮮政策

……………9

◇資料◇ 朝鮮総聯北海道本部委員長の談話(二〇〇七年二月六日)

不当な強制捜査に強く抗議する

……………9

誓約書未提出を理由に不当処分! 地裁に提訴

愛媛松山・正光会労組のたたかい

……………11

◇投稿◇

とにかく石原は引きずり降ろさねば

……………13

都知事選は、改憲&ファシズムのパロメーター!

……………14

読者からのおたより……………14

編集部より……………10

国鉄闘争勝利大集会に参加しよう

三月三〇日午後六時会場 日比谷野外音楽堂

旬刊 社会通信

NO. 996

二〇〇七年四月一日号

二〇〇七年四月一日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

独占資本の集中と合併

独占資本、金融資本との言葉を目、耳にすることがほとんどなくなってしまうた。ソ連・東欧「社会主義体制」崩壊から約二十年になり、資本家とそれに与みする輩（やから）たちが、市場経済との表現はまどろっこしいと、資本主義という言葉を平然と使うようになってきているというのにです。

規制緩和とは資本の自由な価値増殖の手を縛る法、慣行を根こそぎ取り払い、現代の資本である独占資本が自由にふるまえる国家と独占・金融資本が協調しおこなう政策です。国家独占資本主義の強力な現れです。ここで注意しなければならぬのは国家と独占資本の協調・協力であり、国家独占ではないことです。

こんなことはこの二十年の歴史に明らかです。国有・公営だった企業体が次からつぎへと民営化され、新たな貨殖の手段とされてきました。国鉄民営化、株式売却でだれが一番儲けられるのでしょうか。金融資本、そして投資ファンドという化け物です。個人投資家（株主）の利益はじつにささやかなものでしかありません。JR東の重役ですら持ち株は多くて十株にすぎません。「経営者」ってこんなもんなんですよ。それだけに、資本の陣営になりきらなくちゃ重役でありつづけることはできないと、人間じゃなくなっちゃうんです。

JR東の発行株式は四百万株、株主は約三十二万人弱ですから、平均十株余でしかありません。大株主は信託、銀行、生保。株保有高は上位十位で約三〇%です。他は一株株主なんですよ。

とつぜんの世界市場急膨張、世界大競争、そして技術革新で独占企業の市場支配力は揺れ動きました。市場支配力、独占利潤低下は、市場支配力強化による独占価格安定を求める方向に作用します。独占資本の弱みにつけこみ、合併・買収で大儲けしたいとする投資団体（ファンド）、金融資本の動向がそれをさらに加速します。

新聞紙上には毎日のように独占企業の集中・合併のニュースが躍っています。百貨店では大丸と松阪屋が合併し、三越、ミレニアム、伊勢丹、高島屋の五社体制に、スーパーではイオンとダイエーの合併で六兆円を超える売り上げが誕生、セブンアイ・ホールディング四兆八千億円と覇を競い合います。集中・合併は製菓、家電量販店、食品、ビール、紙パルプ、水産業界でも進行中です。

独占は競争の中から生まれ、競争は独占をさらに大きくし、安定的な市場を確保するためカルテル、トラスト、コンツェルンといった機構を生み出したのです。独占は競争を「廃止」する方向に作用します。しかし、競争がなくなるわけではありません。今日のように巨大な投資銀行や金融資本が手っ取り早い貨殖の方法として、企業の売買が当たり前のようにおこなわれるようになると、独占企業は、「自衛」——つまり彼らとの競争のためにも業界再編へと向かうのです。

一九九〇年代の金融再編成は三井、三菱、住友、安田といった財閥グループを歴史

とし、三菱UFJ、三井住友、みずほ、りそなといった五つの金融グループを生み出しました。
(滝野 忠)

成果配分論では統一要求、統一闘争は不能

―〇七春闘からみえてくるもの(上)―

低すぎる回答

「トヨタ千円で決着」、金属労協（IMF・JC）集中回答日前日の一三日、各紙はいっせいに報じた。トヨタは日本一、来年にはGM（米国・ゼネラルモーターズ）を追い抜いて、世界一の自動車会社にもなる世界の巨大企業。〇七年三月期連結決算は売上高二十三兆二千億円、純利益は一兆五千五百億円との予想である。

日本の春闘相場は産業別労組でなく、産業・業種のトップ企業がつくる。産別とは名ばかりで大企業の企業別連合でしかないからだ。一昔前の七十年代後半は「産業のコメ」といわれた新日鉄である。時代は移り、今は自動車、電機が主導する。変わらないのは、それら産業のトップ企業が相場をつくることだけだ。

トヨタ労組は「賃金改善」千五百円と「賃金制度維持分（定昇）」六千九百円の八千四百円を要求した。会社は「賃金改善」に対し千円を回答したのだ。「トヨタですら千円」は、金属労協―自動車、電機、鉄鋼・造船等―の賃上げ幅の流れをつくり、始まったばかりの賃上げ交渉のゆくえを決定する。

隔年春闘の基幹労連（鉄鋼・造船等で構成）は、今年の春闘ではカヤの外。電機がどうなるだけが残された。この十年、電機産業に「合理化」の嵐が襲った。十六万人の電機組合員が職場を追われ、昨年、「業績は回復した。還元を」と久しぶりの賃上げ要求をおこなった。回答はたったの五百円。「今年こそは」と意気込みだけは示してみせたが、要求額はたったの二千円。資本は日立八百円、沖電気、明電舎五百円、岩通六百円他は千円を回答した。

ささやかすぎる要求がさらに値切られた。IMF・JCは「組合員の生活安定や日本経済の今後に対して、一定の役割を果たした」と次のように評価する。

①賃金は要求に満たなかったが、全体として賃金改善を実現し、二年連続で賃金改善の流れをつくり出すことができた。

②一時金は一定の水準の引き上げをした。業績改善の適正な配分実現に向け、水準引き上げをはかる。

③非典型労働へ大きな影響を与える企業内最低賃金協定は、電機連合やJAMで協定水準を引き上げることができた。

「賃上げ」概念の変質

JCの賃上げ根拠は成果配分論、つまり業績がコレだけ上がったのだから、「働く

者」にも還元をである。それを成果・成績主義と呼ぶ。昔ながらの言い方をすれば出来高給である。

賃上げ要求方式は複雑になり、わかりずらくなつた。平均方式、個別A方式・B方式、さらには産業別最賃をにらんだ職種別賃金要求等々、あなたわかりますか。労働問題専門家にとつてもおそろしくむづかしい。

賃金の概念もすっかりかえられてしまった。賃上げといえ、賃金表を一律に高くすること、ベース・アップである。ところが、三、四年前から定昇(賃金制度維持分、賃金体系維持分)が「賃上げ」とされるばかりか、昨年からは賃上げは「賃金改善」とされてしまった。賃上げと賃金改善とはどこが違うのとの原理的問題の現れである。

電機は賃金改善一千元を得た。連合情報センター「速報」によると、一千元の回答は水準改善分と賃金体系は正分に分かれた。松下一千元は賃金体系は正分、シャープの一千元は賃金水準改善分とされ、他社は五百円づつとされる。賃金体系は正分とはなにか。各種手当とは正分で、松下の場合、全額子ども支援の手当として配分される。対象者は全組合員六万人中三万人にすぎない。「手当」って賃上げですか。そうじゃないでしょう。それが、とつぜん退職金等にハネ返る基本給からどんどん外されていく。これは本当の賃上げでなく、将来的には賃下げにつながる出来高払いが複雑化した姿だ。

自動車、電機、鉄鋼・造船ではトヨタ二百五十八万円を筆頭に百五十万円超の一時金受結額が並ぶ。金額・月数以上に目立つのが「業績連動算定方式」の文字である。そこには月数、金額はない。まさに「出来高払い」との表現である。

成果配分論の帰結

賃上げ・ベアと連合の新しい造語「賃金改善」はどう違う。その本質は何か。

賃金とは労働力の再生産費、具体的には生計費である。人間は今の社会にあつて、八〇%が労働力を売って生きる他、術のない労働者となる。

労働者として、人間として生きていく生計費は万人同様である。違うのは高度な教育・訓練を要する熟練労働者か単純労働者かだけである。熟練労働者の賃金は単純労働者の賃金に比し、総体的に高くなる。ベアは賃上げ闘争で一律的に賃金表を上書き替え、労働者総体の生活向上をめざす。したがって、資本の儲けをマイナスに作用させる方向に動く。

連合の賃金論は成果配分論。「あなたよくがんばりましたね。ごほうびに賃金あげます」論だ。そこには、賃金は労働者が生きていくための生計費という考え方はない。同時に成果配分論にたてば赤字企業は賃上げ要求はできない。資本主義の絶対的法則である競争は、企業間格差、「勝ち組」と「負け組」を併存させる。だから、統一要求はつくれず、統一闘争はない！ バラバラ要求、バラバラ回答が当たり前となる。不思議でもなんでもない成果配分論の帰結である。(つづく)

第三セクターは続ぞく廃止へ

―分割民営化二十年と地方交通線―

国鉄分割民営化から二十年。分割民営化でJR本体から切り離され、第三セクターとして地域の足の役割を果たしつづけた路線が、次つぎと廃線に追い込まれている。

JRが「もうからない」と切り捨てた路線が、いつまでも維持できないことは、はじめからわかりきっていたことだ。北海道では北見と池田を結ぶ千北線もすでに消えた。鹿島もそうだ。千葉の銚子電鉄は存亡の危機にあり、地域住民、そして私鉄総連が総力をあげて存続への努力をつづけている。

設備は立派になった、しかし駅員がない

―水郡線、乗車体験奮闘記―

設備、車両は「改善」

今年一月から新型車両「E130系」が導入された水郡線（水戸→郡山）は、ホームと車両との段差が少なくなり、各車両に車いす用トイレが設置され便利になったという。水戸駅から上菅谷駅までの往復乗車体験をおこなった。

乗車体験に参加したのは電動車いす使用障がい者二人と「い女性会議」会員ら十名。水戸駅改札口に十二時半集合。車いす使用者は改札口で「行き先」を伝え待っていると、ほどなくして駅員さんがスロープ板を抱え誘導してくれた。

新型車両「E130系」は、既存車両「キハ110系」よりやや床面高さを低くしたもののそれでも車内段差があり、ホームと車両との段差と隙間も、かなり大きいことから、長径の「ホーム渡り板」が必要。実際、水戸駅や上菅谷駅には、長径の「ホーム渡り板」があつて、車いす使用者は「ホーム渡り板」を使用し乗降車した。

十九歳の時に交通事故に遭い頸椎損傷・手と足が動かないYさんは電動車いすを口で巧みに操縦、七歳時のリウマチ熱で肢体幹に障がいを負ったIさんは右手でレバーを動かす。二人とも電動車いす操縦歴二十年のベテラン。電動車いすの重さ百キロ、それに体重が加わるからずつしりと重く、長径のスロープ板は急カーブにミシミシとなる。やっぱり駅員さんの後押しがなければ乗り込めなかった。介助の駅員さんの背中や足腰にはかなりの力が加わっているように思われた。駅員さんに腰痛などはないのだろうか。途中で手離されでもすれば大きな事故にもなりかねない。一人介助でなく二人でおこなって欲しい。これは車いす使用乗客にとっても働く者にとっても共通の課題ではなかるうか。

新型なのになぜこんなに車内段差があるのだろうか、参加者数人から呟きがもれた。しかし、先に乗り込んだ電動車いす使用のお二人は明るく弾んだ声で感動していた。

『車いすスペース』は、大型電動車いすでも十分の広さ、「車内の多機能トイレ

は、ほぼ直線で出入りできる仕様。大型電動車いすのまますっぱりと出入りできる！
とつても出入りしやすい仕様ですよ」と。

九二歳の老親を介護している参加者からは、「介護者がトイレ介助できるだけの幅にはなっていないですよ」という苦情もあつたが、いずれにしてもこの出入りの仕方の多機能トイレは、従来のJR各社・民鉄を含めた鉄道車両の多機能トイレの出入りの仕方と大きく異なり、車いす使用乗客にとって、出入りに関しては大変しやすくなつた。これまでは、横扉方式で直角に出入りしなければならず、電動車いす使用者には、とても入りづらかつた。

駅は無人化

しかし、JR水郡線のほとんどの駅は無人駅だ。車両は少し改善されたが、まだホームと車両の間に段差と隙間があり、「ホーム渡り板」「駅員の介助」がなければ自由に乗り降りできない。JR東日本(この場合は、JR水戸支社)は、事前連絡のお願いという形での時間的手続き的バリア(＝障壁)の設定を強要している。

「事前にご連絡いただければ、その時間に駅員を配置しておきます」と気軽に言ってくれるが、これって利用者からすれば利用制限である。言葉の中には、車いす使用乗客を排除している差別の論理がある。現に、JR水郡線の無人駅近くに実家のあるYさんは、同駅を利用したい時は、何日も前に予定を出してくれと水戸駅から言われたいへん不便な思いをしているので、いつでも自由に乗り降りできるようにしてほしいと言われている。人員削減することなしに、常に、人が配置されていれば、他の一般乗客と同じ様に何の連絡もなく自由に乗り降りできるのだから。

また、車内段差を残した新型車両の導入は、既に制定五年を経過した「交通バリアフリー法の移動円滑化基準」(新型車両においては、ホームと車両との段差は、できるだけ平らにしなければならない)に抵触しないかの問いかけもある。

車いす使用乗客は、足の不自由な高齢者やベビーカーを使用する人たちの総称で、社会参加のための公共交通機関・鉄道の安全・円滑な移動のためのバリアフリー化は、すべての人の本源的な要求なのだ。

冷たかつたJRの態度

今回の体験乗車で見えてきた問題点や疑問をJRに届けたいと参加者全員の意見が一致し、その足で「JR水戸支社」を訪れたが門前払い。やむなく水戸駅に戻り「お客様相談室」で要望行動を行った。「お客様相談室」では、要望や苦情を上上げ後日回答するとして、極めて事務的にメモをとるのみの冷たいもの。

昨年十二月には国連で、障害者権利条約が採択され、十月には千葉県による独自の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が県議会でも可決されている。茨城県内でも「千葉に学び条例を」の学習会や集会が県南つくば市でも障がい当事者の間で、三月十七日おこなわれる。

今回の乗車体験は、車いすを使用する乗客の方には、どんな配慮をしなければなら
ないか、を知ることができ貴重な取り組みだった。まさに「障がい者は高齢社会の水
先案内人」とである。こうした交流を重ねていく事の大切さも身にしみた。(S)

駅員さんを増やせ

— 東京でも無人駅ぞくぞく —

二月二十七日昼頃、青梅特快「新型車輛」一両目後方に乗車し新宿に向かうところだ
った。背後でドタンと人の倒れる音。ふり向くと中年女性が仰向けに倒れているでは
ありませんか。電車は西立川駅を発する寸前で、私は思わず、電車のドアが閉まら
ないよう手で押さえ、「病人です」と大声をあげた。ホームで旗を降る駅員さんの
姿はない。誰かが「緊急通報ボタン！」とさげぶや、電動車いす使用の方がボタンを
押し状況を伝えた。

倒れた中年女性は見るとちに血の気が引いて顔は青白く、足の動きもなくなっ
ている。乗客は気が気でない。運転手さんと呼んできた。ほどなく車掌さんも現れた。
乗客らは、「担架！」「救急車を！」ともさげんでいた。

車掌さんが担架をかかえて来たが、担架を運ぶ人がいない。運転手さんと車掌さん
は電車を発車させなければならぬ。やがて、駅で線路工事していた四人の方々が女
性を担架で担いで行った。そして、車内放送「…一五分遅れ」が流れ発車した。

自分の身に置き換え怖くなった。JRに問い合わせたところ、その後は改札口の駅
社員に引き継がれたという。八王子駅や立川駅は乗降客が多いので駅社員がたくさん
いるが、その他の駅は通勤時など時間によって相応の配置、ガードマンの巡回という。
西立川駅は一人勤務で改札口だけでホームには通常立たないとも。

JR青梅線は二月一四日から、西立川駅、東中神駅、中神駅、福生駅、羽村駅、小
作駅、東青梅駅の七駅において、駅員合理化による人員削減として、始発から午前六
時三〇分までは無人となり、午前六時三〇分から午前九時・午後六時から終電までは
駅員は原則一人になったという。

JR青梅線の中神駅に近接している障害者自立生活センター（自立生活センター・
昭島）のメンバーは反対運動に取り組んでいる。その理由は—

「①人員削減を優先するのであればなぜ安全面の保証をしないのか、視覚障がい者
の落下防止の為にホームドアを設置すべき。②朝早くから通勤のため、電車を使って
いる知的障がい者や、精神障がい者もいる。無人になれば、不安に思い落ち着いて電
車に乗る事が出来なくなるかもしれない。これから先、車いすを使う障がい者が始発
・早朝の電車通勤をする事も十分に考えられる。その場合ホームと列車の段差を解消
する設備を作るべき。無理であれば、車掌室に『ホーム渡り板』を常備し車掌が車い
す使用乗客の乗降介助対応すべき。

いずれにしても、電車や駅に制限が出来ることで就職の際、通勤が出来ないことを

理由に採用を見送られる可能性もある。そして、何よりも『安全の確保』という事がなにもなされない状態で駅員削減を強行される事が問題であり、この問題は車いすに乗っている人だけの対応策を考えれば済む事ではありません。」と。

自立生活センター・昭島のメンバーは、JRの支社や本社に対し再三要請を行ってきた。JR側は、「ホームドア等の質問に關しましては、JR全体の問題になるのでこの場ではお答えできない。始発・早朝の利用に關しましては、『事前連絡』という形でご協力をお願いする以外ありません、ご理解下さい」の一点張りだったという。障がい当事者Iさんらは三月五日、横浜地方事務局に、「東日本によるJR青梅線七駅における駅員削減による車いす使用乗客のみに課する『利便性の低下』『事前連絡の強要という時間的費用的バリア(＝障壁)の発生』は、人権侵害に当たるとして」訴え、関連事例の広がり調査している。

駅員さんもたいへんであろう。常時一人の駅員さんで、券売機や自動改札機のトラブル、窓口での対応等々、その乗客を納得させながら、ホームその他で事故が起きれば現場にも駆けつけるなどできるわけないだろう。現場での矛盾が生じない、働く者の人員増を勝ちとって欲しい。

駅員さんに神業を求めれば、犠牲者がでるだけ。鉄道会社は命を運んでいる業種。ゆとりある体制で、お互いの「安全」と「人間の尊さ」を忘れないで欲しい。(T)

鹿島鉄道（茨城県）の廃線

―資本の論理と「公共性」―

茨城県の地方都市石岡・鉾田を結ぶ鹿島鉄道が三月三十一日に廃線となる。何とも思わなかったことだが、国鉄問題とダブって見えて、そう思わなくなった。少し一般化して原理的にこの問題を考えると、年間延べ一〇〇万人を運び、収益が九五億円あるのにコスト（全経費）が一〇〇億円かかったとする。対策としては、①運賃値上げ、②コストの切り詰め、とりわけ労働者の賃金切り下げと人減らし、③私鉄なら株主への配当なし、④役員・経営陣の報酬カット（例えばボーナスなし）、⑤廃線、その他だろう。鹿鉄はその選択を五年ほど前から迫られていた。原因は乗客の減少による収益の悪化だ。

沿線の住民、利用客も存続の陳情や運動をやはり五年前から取り組んできたが、ついに、このたびの⑤の決定となったのである。

代替としては当面バスの運行を考えているようだ。（利用客の公共性を装うために）ディーゼルからバスのディーゼルへだから石油消費と環境汚染はさほど変わらないだろう。（電気だからだったとしても、元は石油で大差はないが、運搬効率からすれば、少しは長所かも）。

さて、翻って、問題は、②の、労働者の解雇にある。この急所のムジユン（資本家と労働者の）こそ、「雇用の公共性」という解決不能の難問題である。それは、資本

主義では基本的に解決不可能なのだ。

(H)

◇資料と解説◇ 異 常 な 北 朝 鮮 政 策

日本政府の対朝鮮政策は異常である。再開された六ヶ国協議、そこでの確認にもとづいて五つの作業部会が進行中であり、三月一九日からは再び六ヶ国協議が開かれる。米国は北朝鮮が「敵視政策」とする金融制裁解除にふみきった。米国は金融問題は「米朝二国間」問題と、朝鮮半島非核化を中心政策とする方向に舵を切ったのである。日本が主張しつづける「らち問題」解決は、五ヶ国にとって基本的には二国間問題との位置づけである。

安倍君は政策の中心に①憲法改憲、②教育への国家統制強化、③外交ではらちをすえる。らちへの安倍の言動はまさに異常である。らちは日朝の国交が正常化していないなかでおきた不幸な出来事だ。この問題の解決には日朝国交正常化がはかられねばならぬ。安倍がやっていることは逆である。

まず、らち被害者への支援と援助を国内外でくりひろげる。たとえば①めぐみさん映画上映会・パネル展、②国際会議開催、③北朝鮮向けラジオ放送公開録音、④北朝鮮人権侵害問題啓発週間での総額一億円もの新聞広告、⑤NHKへの命令放送、⑥らち被害者五人との面会（二月二十五日、新潟）、⑦TVコマーシャル制作・放映、というようにである。

ついで、独自の金融制裁強化、らち犯人の特定と国際手配。北朝鮮はヤクザ国家とする麻薬問題での宣伝。とりわけ、日本の民主主義を揺るがしかねないのが、朝鮮総連への弾圧である。昨年十一月には点滴液「譲渡」を口実に朝鮮総連東京都本部など六ヶ所が搜索された。その後、派遣法違反、税理士法違反を口実に在日朝鮮人への弾圧事件がづづいていく。

以下は、朝鮮総連北海道本部の抗議声明である。

◇資料 朝鮮総連北海道本部委員長の談話（二〇〇七年二月六日）◇ 不 当 な 強 制 搜 査 に 強 く 抗 議 す る

北海道警と札幌地検、国税局は二月五日早朝、約七〇名の警察官と捜査員を動員し、同胞飲食業者の「所得税法違反」容疑を口実に、朝鮮総連北海道本部をはじめ傘下の諸団体事務所に対する大々的な強制捜査を行った。

「所得税法違反」容疑と朝鮮総連はまったく無関係である。にもかかわらず、今回、捜査当局は、弁護士の出立いも認めないまま朝鮮総連本部、同札幌支部、青年同盟、女性同盟などの事務所を踏み入り、無関係の職員の引き出しやロッカーまでも強制的に開くなどの不当な搜索を十一時間にわたっておこない、容疑とは何ら関係のない数百点もの書類などを押収していった。

これはまさに、法の名を借りた捜査当局の不当な権力の乱用であり、許しがたいファシヨ的暴挙である。

われわれは、北海道の全在日同胞の名で、こみ上げる民族的怒りをもって捜査当局の蛮行を断固糾弾し、強く抗議する。

今回の強制捜索は、朝鮮に対する制裁と圧力を強化するために準備されたシナリオにそって計画的に行われた政治的弾圧行為である。

漆間警察庁長官は「北朝鮮への圧力を担うのが警察」、「北朝鮮が困る 事件の摘発に全力を挙げる」と公言している。

警察当局が今回の強制捜索をふくめ全国で大々的に行っている朝鮮総連関係機関への強制捜索には、朝鮮総連があたかも「犯罪組織」であるかのごときイメージを故意につくり上げ、民族排他的風潮を煽りながら、朝鮮総連と在日朝鮮人を政治的に弾圧しようとする卑劣な意図がある。

それはとくに、今回警察当局が朝鮮総連や商工会があたかも「不正に得た金を北朝鮮に送金している」かのごとき捏造（ねつぞう）情報を故意にマスコミに垂れ流していることから明らかである。

これは、朝鮮総連と在日同胞に対する許しがたい冒涇であり、人権蹂躪行為である。また、これは二月八日から六者会談が再開され、朝鮮半島の関係諸国の間に対話と和解の気運が高まりつつある流れに逆行する無謀な敵対行為である。

われわれは、捜査当局が今回の不当な強制捜索に対し謝罪するとともに押収物を即時返還することを強く求める。

われわれは、広範な日本の方々が、在日同胞の生活と基本的人権を擁護し、朝・日友好親善に尽くしている朝鮮総連と在日朝鮮人に対し、変わらぬ理解と支持を寄せてくださることを切に願う。

◇ 編集 部 より ◇

▽「社会通信」は五月十一号で一千号を迎えます。読者のみなさんに心からお礼申し上げます。昨年十一月一日、「通信」三十周年では多くの原稿をいただきました。一千号についても、すでに原稿、「おめでとう」とカンパをお送りくださった方がいらっしやいます。誌面でお礼申し上げます。▽お願いです。一千号への原稿、寄せてください。四月十五日までにいただければ嬉しい。テーマは自由、字数は二〇〇字×六枚、一千二百字をメドにお願いいたします。

▽一千号以降「通信」の発行についてです。月三回は少々「苦痛」であり、経理上の負担も軽減しなければならぬとあって、月二回にしたいと考えています。これについてもご意見を。

▽大谷英貴氏は、一途で率直な人物でした。それだけに、論争もしょっちゅうでした。最後は昨年七月、キュリアン（東京・大井町）での「権内闘争団・家族と連帯する集い」。楽しい論争でした。

▽東京西部（新宿・渋谷・杉並・世田谷）の国鉄闘争を支援する共闘は、じつに発想豊かでおもしろい。労組、地区労のみなさんは本当に国鉄闘争を「我が事」と考えていらっしやる。その潤滑油が大谷英貴でした。彼の頭には「勝利のための方策」が形作られていたはず。それだけに残念、

無念！

誓約書未提出を理由に不当処分！ 地裁に提訴

―愛媛松山・正光会労組のたたかい―

一昨年末に正光会各病院（愛媛県）において複数の管理職が、正光会労組各分会所属の組合員一人ひとりを突然に別室に呼び出して、「個人情報保護に関する誓約書の提出」を迫り、それに応じなかった各組合員に対して「上司の指示命令に従わない行為」として、訓戒（厳重注意）の処分を発令しました。

その後、九か月にわたって不当処分の撤回に向けて各分会・本部での団体交渉を重ねて来ましたが、各病院と正光会法人は「対応は適切なもので処分の撤回はしない」という頑なな態度に終始し団体交渉による解決は困難となりました。

正光会労組と労組に加盟の組合員は、この誓約書提出命令は就業規則や労働契約に反した根拠なき業務命令であり、この根拠なき業務命令に従わなかったとしてなされた処分は、当然に違法・無効であり、故に精神的苦痛をうけたものであるため、各組合員に対する不当処分の無効確認の趣旨を込めて慰謝料請求の訴訟を、やむなく昨年末の一月二十六日に組合員五三名を原告と福田撤弁護士を代理人として松山地方裁判所に提訴いたしました。

発端

正光会各病院は、平成一七年四月に個人情報保護法が施行されたことをうけ、個人情報取扱事業者として患者さんの個人情報利用目的や取り扱い・情報開示などを規定した「患者の個人情報保護に関する院内規則」（院内規則）を作成しました（病院は、この規則について日本医師会が作成したマニュアルをそのまま適用したものと病院側は主張していますが、誓約書は日本医師会のモデルに反しています）。

その後各病院は、この院内規則の遵守を文書で誓約し提出するよう全職員に通達しました。しかし、この誓約書の提出に関しては、誓約内容の問題や労働契約上の問題などがあり、各組合員はこの提出要請に応じず、宇和島と今治の各分会での団体交渉による決定にゆだねることにしましたが、各病院側は突如各組合員を呼び出し処分の通告をしたものです。

各病院が規則にないものまで制約させようと迫ったのは違法行為

正光会各病院が作成した院内規則をみると、職員の守秘義務として「患者の個人情報保護に関する誓約書」の提出を規定しています。

誓約書の提出自体、法的根拠や労働契約にないものですが、今回、提出を求められた誓約書を見ると「患者及び従業者の個人情報保護に関する誓約書」となっています（日医誓約書は患者のみ）。

すなわち、院内規則には患者の情報に限定した誓約書を提出することを規定しているのに、誓約書には規則にはない従業者の個人情報も含め一括して誓約することにな

っているからです。

規則にないものまで誓約を強要するということは違法と言わざるを得ません。

従業者の個人情報とは何か？ 何をもって「誓約違反」？

院内規則には患者の情報保護に関する内容しか記載されていません。いったい、どうして「誓約」の対象を「従業者」の情報に広げるか、「従業者の情報」とは何なのか、何をどのように保護しようとし、どのようになれば保護義務違反になるのか、など何ら示されていません。不特定な従業者の個人情報全般を 誓約対象とし、いかなる事態で誓約違反だとして処分されるか分からず、何を口実に処分されるのか、危ない限りといわなくてはなりません。

その危険性はこれまでの退職強要事件や今治病院院長の解雇事件・準職員雇い止め事件など正光会法人の経営方針をみれば明らかです。

誓約書に従業員の個人情報を明記したのは正光会だけだった？

参考までに、日本医師会のマニュアルには院内規則のほかに誓約書も作成されていますが、医師会の誓約書は規則に沿って患者の情報に限った誓約書です。

県内のいくつかの医療施設を調査したところ、職員から誓約書を提出させている例と提出させていない例がありました。提出させている病院でも患者の情報に限定した誓約書でした。

正光会病院は院内規則そのものは日本医師会のマニュアルを適用したにもかかわらず、提出させる誓約書は逸脱しています。そうした逸脱した誓約書に固執し、あえて処分までして提出させようとしたのはなぜか。正光会法人の労働組合対策の方針によるものと思われません。

狙いは組合のオルグつぶし！

宇和島・今治病院は、これまで労働者代表選出に介入し、病院側の意向に沿う代表者を選出させています。これは、就業規則の不利益変更や労働協約の締結を病院のペースで行うためです。

今治病院で平成一六（〇四）年七月にも病院側介入による労働者代表の選出がおこなわれました。

これに対し、分会書記長が職員に民主的な選挙手続きの実施を訴えた文書を郵送したところ、病院側管理職とその労働者代表は共同して書記長を業務命令で別室に呼び出し、文書の郵送を非難したうえ住所録（個人情報）の破棄を求めました。

今回、病院が誓約書に従業者の個人情報を追加挿入したのは、組合の職員に対するオルグ活動を封じ込めるための対策であることは明らかです。

誓約書の提出は「任意」といながら、一転して「嚴重注意」を通告！

今治病院では平成一七年一月に開催された分会団体交渉で、病院側は誓約書の提

出について強制したことはない旨の発言をし、任意によるものだと主張していたが、翌月になると一転して強制だとして処分の通告をしたのです。

就業規則でも誓約書の提出の根拠はない！

病院側は誓約書提出の根拠を就業規則第二五条七項の「職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。特に患者のプライバシーに関する事項については、守秘義務を厳重に守らなければならない」にあると主張しています。

正光会労使間では就業規則の問題について長年にわたつての懸案事項となつており、労働組合は一方的不利益変更は無効であるとして闘っています。

仮にこの就業規則が有効なものであるとしても、見てもわかるように従業者の個人情報や誓約書提出については何ら規定されておらず、病院側の根拠説明は的外れです。

医療・福祉に携わる資格者はすべて法律によって守秘義務が規定されており、これにより対処しているのです。ですから、誓約書を提出している病院もありますが、元来そうした誓約書の提出義務はありません。

「患者の個人情報保護に限定した誓約書」なら提出の用意

正光会労組は、各病院・正光会法人に対して不当処分の撤回を前提にして、患者の個人情報の保護に関する誓約書の提出に関する労働協約を締結し、その労働協約に基づき、日本医師会が作成(マニュアル)している患者の個人情報保護に限定した誓約書を提出する用意があると文書で提出しました。

しかし、各病院と正光会法人は、労働組合の提案を拒絶し、自らの対応はすべて正しいと主張し、処分の撤回はしませんでした。(正光会労組を支援する会ニュース)

◇投稿◇

とにかく石原は引きずり降ろさねば

都知事選は、改憲&ファシズムのバロメーター！

こんな百害あって一利もない男に、三〇八万票も与えた都民の気持ちが見えない。(日本ファシズムの「先進」基地、トウキョウ)

ぼくは都民じゃないので「外」から言うしかないが、問題は浅野史郎と吉田万三のどちらに投票してもらいたいかである。(万三・日共はかつて増田都子を権力に売った！)

考える頭を持っている、そして投票所に行くであろう半数以下の都民(反石原の有権者)は悩んでいると思うが「吉田は共産党だから無党派層の票は集まらず、まず当選しない。よって、浅野の方に票を集中すべき」と考えるのではないか。

一方、「石原支持者」には自民や公明、それにまだ幻想を持っている無党派の「石原支持派」の票が集まる。当選の可能性は最も高い。「反」石原は三名(黒川も含め)だから、「反」の票が割れるので、いっそう石原に有利。決めてになるのは、

石原のヒドさに気付いたり、嫌気・飽きを持ったかつての石原支持都民がどれだけ増えていくか、だ。(期待は薄いが一)

ぼくにとしては、吉田が票を集め過ぎないことを祈るのみだ。 (都民の良識が試されているし、メディア・電通の影響も大)

◇ 読者からのおたより ◇

「判決日の延期」 「免職取り消し」 裁判傍聴には、お忙しい時間に多数の方においでいただき、ありがとうございました！ 土屋らの名誉毀損の判決が、四月二十七日午後一時十五分(六二七号法廷)に延期になりました。「判決日、一ヶ月の延期」は、吉でしょうか？ 凶でしょうか？ (増田 都子)

編集部より 編集子も参加の予定。読者のみなさん、傍聴者つのでてください。お願いします。

地域給導入断念 「地域給導入」については、昨年三月二十四日に提案されて以降、公社から繰り返し導入を強く求められ、本部は厳しい交渉対応をおこなってきました。今日段階でも合意には至らず、本日、公社から正式に「公社時には導入しない」との説明がありました。このことに伴い、地域給の導入を前提に改正された退職手当法への対応が必要となったことから、今後、公社より退職手当の算出にあたっての具体的対応が提案されることとなっています。(JPU鹿北・仲間たち)

編集部より 日本郵政公社の「地域給」、くわしく教えていただけると嬉しい。
注文ありがとう 思いもかけず多くの注文、ありがとうございました。嬉しく思います。「社会通信」に敗けないようーとても無理ですがー私なりにガンバッテいこうと考えています。(高知・〇) 編集部より 照井さんが書評に書かれている(No.九九四)のと読後感は同じ。それにしてもすさまじいヤジ馬根性と冒険心に乾杯です。

現在も太田区と戦っております 「太田区による移動介護支給料削減、要綱による上限規定は違法」との十一月二十九日の判決の趣旨にしたがい、①移動中介護の支給料を月一四七時間に戻すこと、②移動介護「上限規定」部分撤回を太田市長に申し入れました。四月一三日(金)午後一時三〇分(二時三〇分「報告・シンポジウム」を蒲田生活センターで行います。ご参加を！(鈴木 敬治) 編集部より 支援の輪ひろがっていらっしやる。すごい。身体大切にがんばって！

ホワイトカラ・エグゼンプション 「これ、今国会に出すと、夏の選挙やバイイことになりそうだから、今回は見送るかな」というわけであきらめそうですが、選挙終われば、また再燃しそうです。だんこ反対していこう！ (協病労組帯広支部、日刊「みんな」)

編集部より 経団連はおごり高ぶっています。「年収四百万以上は残業代ゼロ」なんて平気でくっちやべるんだから

樋口浩二書記長市議選へ 国労帯広支部の書記長が帯広市議選に立候補を決意。二月一七日には後援会総会がおこなわれました。いよいよ選挙モードです。(国労帯広闘争団)

編集部より 勝つ！勝つ！勝つ！それだけです。
羽川健治さん走る 大淀町議選(奈良県)が、四月二二日の投票予定で戦われています。安倍内閣のもと、健康保険税や住民税が大幅アップになっています。先だって提出した高齢者の生活を守る署名は、町議会で否決されました。最初に高齢者が狙われ、次に若い人への改悪が波及します。社会的弱者や働く者のためにがんばる羽川さんを是非大淀町議会に送る必要があります。参院選に勝利し、憲法を守り抜くためにも、大淀町議会の一議席は大きな前進につながります。

羽川さんは、昨年四月から二回の駅頭宣伝、月一回のくらしの相談活動を続けてきました。町内での支持の声が広がっています。(奈良・I) 編集部より 羽川さんはふるくからの私の友人です。帯広の樋口さん同様。「勝つ」のみです。

指名ストに突入 N関労茨城県支部では職場の統廃合に反対し、三月二三日、指名ストに突入します。当日は集会朝ビラ配布等も計画されています。(土浦・H)

編集部より たたかいて一人から始まる。しかし一人じゃない。支援の仲間がたくさんいる。